

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
 代表者名 代表取締役社長 富士本 淳
 (JASDAQ・コード 6425)
 問合せ先 広報・IR 室
 電話番号 03-5530-3055 (代表)

自己株式を活用した第三者割当てによる第 8 回新株予約権の発行及び
 新株予約権買取契約の締結に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 9 日付の取締役会において、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当てによる株式会社ユニバーサルエンターテインメント第 8 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行、及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、ドイツ銀行ロンドン支店との間で新株予約権買取契約を締結すること（以下「本発行」といいます。）を決議しましたので、その概要につき下記の通りお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	平成 29 年 3 月 27 日
(2) 発行新株予約権数	5,000 個
(3) 発行価額	総額 5,550,000 円（本新株予約権 1 個当たり 1,110 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	500,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株）
(5) 調達資金の額	2,496,050,000 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 5,000 円 行使価額の修正は行われません。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による。
(8) 割当予定先	ドイツ銀行ロンドン支店
(9) その他	当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る新株予約権買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。本買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可書の到達日から 30 営業日の期間に、当該行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨定められます。また、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨定められます。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
 本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

2. 募集の目的及び理由

当社は、“すべては「楽しい!」のために”をブランドスローガンに、昭和44年の創業以来、「楽しい!」を追求し続け、国内のみならず世界を舞台に、グローバルエンターテインメント企業として邁進してまいりました。

国内においては、パチスロ・パチンコ事業を中心に事業を展開しており、創業以来蓄積した経験、企画・開発力を活かし、ユーザーの皆様・ホールの皆様の双方に喜んでいただける「楽しい!」機械を提供してまいりました。

海外においては、かねてからお知らせしております通り、フィリピン共和国の首都マニラにおいて、『OKADA MANILA®』という世界最高峰のカジノ・エンターテインメントリゾートを創造すべくプロジェクトを推進し開発を進めました。『OKADA MANILA®』は、約41,000㎡に及ぶ広大なカジノスペースを有するだけでなく、993室のラグジュアリールームを有するホテル、50店舗程度誘致予定の高級商業施設、25店舗ほどの飲食施設及びナイトクラブやビーチクラブも有するマニラ最大のカジノ・エンターテインメントリゾートとなる予定です。

当社は、平成28年12月30日より『OKADA MANILA®』の一部カジノ施設、飲食施設の営業を開始いたしました。また、営業施設数の増加に伴い、順調に来客数も増加しております。平成29年3月末にはカジノフロア、飲食施設及びホテルのグランドオープンを計画しており、このグランドオープン後にはフィリピン国内外からのお客様が急激に増加する見込みであります。当社は、お客様に十分満足していただけるサービス基盤の拡充のための人員の増加、事業運営のさらなる安定化及び収益拡大の加速化のためには十分な運転資金の確保が必須であると考えております。

また、『OKADA MANILA®』の認知度をより高め、フィリピン国内外からより多くのお客様にご来場いただくべく、海外でのマーケティング活動の拡充、海外営業拠点の創設等が重要な運営課題であると考えております。これら重要課題の実現が『OKADA MANILA®』の収益拡大及び投資回収の加速に確実につながるものと考えております。

このような中、当社は、運営子会社である Tiger Resort, Leisure and Entertainment, Inc. (以下「Tiger Resort」といいます。)への投融資を通じ、同社の安定的な運営のために必要な事業資金、従業員の増大に対応する人件費用、優良顧客の誘致を目的とした積極的なマーケティング活動のための資金及び主にアジア、東南アジア及び中東地域を中心とする営業拠点の拡充のために必要な資金に充当することを目的とし、ドイツ銀行ロンドン支店との間での本買取契約の締結を決議いたしました。また、本買取契約の締結と併せて、本日付で別途開示しております通り、海外募集による自己株式の処分(以下「本海外募集」といいます。)を決議しております。本海外募集による調達資金を『OKADA MANILA®』のグランドオープン以降の当座の事業運営資金とし、本新株予約権の行使による調達資金はより長期的な視点での事業運営資金として、資金需要等を鑑みながら適時に行使許可をしております。本新株予約権の行使許可の仕組みについては、下記「注2. 資金調達方法の概要及び選択理由(3)本発行の特徴[メリット]②行使許可条項」をご参照ください。なお、本海外募集が中止となる場合は、第三者割当による本新株予約権の発行も中止いたします。

当社は、『OKADA MANILA®』を新たなコア事業とし、今後とも継続的な成長が見込まれるアジア地域におけるカジノ・エンターテインメントリゾート運営のトップ企業となることにより、当社の企業価値を飛躍的に高めることができると考えております。当社は、調達した資金を活用して中長期的な成長の基盤を確立し、株主をはじめとするステークホルダーの皆様のご利益の最大化に努める方針です。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本発行は、ドイツ銀行ロンドン支店に対し本新株予約権を割り当て、ドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は、5,000円に固定されています。

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本買取契約を締結いたします。ドイツ銀行ロンドン支店は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書(以下「行使許可申請書」といいます。)を提出し、これに対し当社が書面(以下「行使許可書」といいます。)により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書の受領日(同日を含みます。)から30営業日の期間(以下「行使許可期間」といいます。)に、行使許可書

ご注意:本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。

本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は、当該期間の満了日（同日を含みます。）又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使を完了することとなる行使請求書を当社に提出したときから、新たな行使許可申請書を提出することができます。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断いたします。

なお、当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができますが、本新株予約権に関する行使許可期間中は、本新株予約権を取得することはできません。

（2）資金調達方法の選択理由

本発行には以下の「（3）本発行の特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]がありますが、以下の「（3）本発行の特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]の通り、本発行と本海外募集を組み合わせたスキームによる資金調達方法（以下「本スキーム」といいます。）が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、本スキームを通じて当座の事業運営資金及びより長期的な視点での事業運営資金の双方の確保を目指しており、売上高に対して一定割合の手元資金を確保する必要があるカジノリゾート事業の性質上、内訳金額及び支出予定時期は流動的であるため、本新株予約権については行使許可の仕組みを採用しております。また、本新株予約権については下記「7. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針」に記載の通り、払込期日から180日間を経過する日まで行使許可申請を行うことができない取り決めとなっており、当社が求めるより長期的な事業運営資金の性質とも合致すると考えております。

当社は、本新株予約権の行使許可条項を活用し、資金需要及び市場環境等を見極めながら、随時行使許可を行う方針です。

（3）本発行の特徴

本発行には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 固定行使価額（資金調達目標株価）による調達

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、予め将来の株価上昇を見込んだ上で行使価額を設定しております（上記「1. 募集の概要」に記載の表の通り）。

② 行使許可条項

ドイツ銀行ロンドン支店は、当社の許可なく本新株予約権を行使できない仕組みとなっております。本買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可書の受領日当日から30営業日の期間に当該行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できるものと定められます。当社は、かかる行使許可について、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながらその都度判断を下します。これによって当社は、ドイツ銀行ロンドン支店による権利行使に一定の制限を課し、かつ資金需要及び市場環境を判断しながら権利行使許可のタイミングを判断することが可能になります。

③ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は500,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。なお、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社株式には、全て当社が有する自己株式が充当される予定です。

④ 取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、行使許可期間を除き、いつでも残存する本新株予約権を本新株予約権の発行要項第14項記載の取得条項に従って取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

⑤ 資金調達のスタンバイ（時間軸調整効果）

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。

本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

新株発行手続きには、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価が目標価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれの目標価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達をスタンバイできます。

[デメリット]

- ① 当初に満額の資金調達はできない
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使により発行又は交付される株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権の当初行使価額（目標価格）は、当社の希望により、平成29年3月8日時点の当社株価よりも高く設定されており、当社株価が目標価格を超えて初めて権利行使が行われる可能性が生じます。但し、同時に実行する本海外募集により、一定金額の資金調達を当初から実現することが可能となります。
- ② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るといふ点において限界があります。但し、本海外募集により、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除きます。）に所在する機関投資家を対象に募集を行うことで、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることが可能となります。
- ③ 株価低迷時に、権利行使がされない可能性
株価が長期的に行使価額（当初行使価額は5,000円）を下回る状況等では、本新株予約権の権利行使がされず、資金調達ができない可能性があります。但し、同時に実行する本海外募集により、一定金額の資金調達を当初から実現することが可能となります。
- ④ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。
- ⑤ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性
当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、割当予定先が行使をしない限り全く資金調達がなされない可能性もあります。

[他の資金調達方法との比較]

- ① 公募増資
株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を当初から一度に引き起こすため、株価に対する影響を考慮する必要があります。そのため、将来の1株当たり利益の希薄化が将来の株価上昇時点において段階的に発生する本発行と組み合わせることで、株価に対する影響を緩和しつつ、一定期間内に必要金額の調達を行うことを企図しました。
以上のことから、公募増資のみでの資金調達は上記の通り、希薄化が即時に生じ、株価への影響が大きいと考え、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ② 株主割当増資
株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存投資家の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた調達が困難であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ③ 第三者割当増資
第三者割当増資による新株発行は即時の資金調達の有効な方法となりえますが、公募増資の場合と同様、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を当初から一度に引き起こすため、株価に対する影響を考慮する必要があります。
以上のことから、第三者割当増資による資金調達は、公募増資のみでの資金調達と同様、希薄化が即時に生じ、株価への影響が大きいと考え、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ④ MSCB 又は MS ワラント
株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

また、株価に連動して行使価額が修正される新株予約権（いわゆる MS ワラント）による資金調達の場合、一般的には、新株予約権の行使により交付される株式数は固定されているものの、行使価額は下方にも修正されるため、行使価額の下方修正がなされた場合には、当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があり、また当社の株価に悪影響を与えるおそれがあることから今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当てによる増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記②の株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存投資家の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた調達が困難であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑥ 社債による資金調達

社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の有利子負債調達余地が縮小する可能性があることから今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株予約権に係る調達資金（注1）	2,505,550 千円
本新株予約権の発行価額の総額	2,500,000 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	5,550 千円
② 発行諸費用の概算額（注2）	9,500 千円
③ 差引手取概算額（注3）	2,496,050 千円

- (注) 1. 本新株予約権に係る調達資金は、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額の合計額です。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額です。
3. 行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計 2,505,550,000 円（差引手取概算額の合計 2,496,050,000 円）となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次の通り予定しています。

なお、具体的な時期及び配分については事業環境に応じて適宜判断してまいります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
『OKADA MANILA®』の安定的な運営、従業員の 人件費用及びマーケティング活動に係る 事業運営資金に充てるための Tiger Resort への投 融資資金	2,496	平成 29 年 9 月～ 平成 32 年 3 月

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）」に記載の通り 2,496,050,000 円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存するため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

予定時期に差異が発生する可能性があります。

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載している通り、本新株予約権による調達資金については、同時に実施する本海外募集により調達する資金と併せて、『OKADA MANILA®』のグランドオープンに際し、運営子会社である Tiger Resort への投融資を通じ、同社の①カジノ運営、飲食店及びホテル事業を含むカジノリゾート事業の安定的な運営のために必要な事業資金、②グランドオープン後のお客様の増加に対応するための従業員の増大に対応する人件費用、③優良顧客の誘致を目的とした各種イベント開催等の積極的なマーケティング活動のための資金及び主にアジア、東南アジア、中東地域を中心とする海外営業拠点の拡充のために必要な資金に充当する予定です。グランドオープン以後から直ちに必要となる当座の事業運営資金、従業員の人件費用及びマーケティング費用は、本海外募集による調達資金を充当する予定であるのに対して、本新株予約権の行使により調達する資金は、『OKADA MANILA®』のグランドオープン以降に追加事業運営資金需要の不確実性を鑑みた上での発行であり、事業進捗状況や資金需要等を鑑みながら行使許可を進め、必要となる使途に充当してまいります。売上高に対して一定割合の手元資金を確保する必要があるカジノリゾート事業の性質上、上記①から③についての内訳金額及び支出予定時期は流動的ですが、500台のテーブルゲーム、3,000台のスロットが設置される約41,000㎡に及ぶ広大なカジノスペースを有し、993室のラグジュアリールームを有するホテルが併設される『OKADA MANILA®』の規模のカジノリゾートのオープンに際して必要な資金の額及びその10%程度の上振れを検討した上で、本海外募集による調達資金額及び本新株予約権による調達資金額を決定いたしました。また、本新株予約権の発行後の市場環境等によっては、本新株予約権の行使が進まず、上記の時期及び金額での資金調達ができない可能性もありますが、この場合には、他の事業で支出する予定であった手元資金を活用することで、事業運営には支障がないと判断しております。

上記資金の獲得を目的に、当社は平成29年3月9日、本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社の新たなコア事業である『OKADA MANILA®』の運営のさらなる安定化を志向しています。

割当予定先による本新株予約権の権利行使により、一時的な希薄化が生じるものの、中長期的な観点からは株主利益の向上につながるため、当該資金の使途は合理的であると判断しています。

6. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及びドイツ銀行ロンドン支店との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（トラスティーズ・アドバイザー株式会社、東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー5階、代表者寺田芳彦）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の権利行使行動に関して、一定の状況下において当社による行使許可がなされるという前提条件（行使期間中の任意の時点以降において、株価が権利行使価額を上回る一定の水準の範囲で、かつ、割当予定先による権利行使が見込まれる場合に当社が割当予定先からの行使許可申請に応じることを含みます。）を設定するとともに、割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件（割当予定先の経済合理性に基づき、割当予定先からの行使許可申請がなされること及び当社からの行使許可が得られた場合には出来高の一定割合（10.0%）の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却が行われることを含みます。）を設定しています。また、取得条項については当社の意思決定による新株予約権の取得が行われなことを前提として評価を行っています。さらに、新株予約権行使による株式処分コスト及び新株予約権の発行コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。

本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

準を想定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て、本新株予約権 1 個の払込金額を 1,110 円としています。本新株予約権の行使価額は今後の当社の成長性を鑑み、株価の上昇局面において、効率的かつ有利な資金調達を実現することを目的として、ドイツ銀行ロンドン支店との協議により、当初、平成 29 年 3 月 8 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 12.6%上回る額としました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、監査役 3 名（うち社外監査役 3 名）それぞれから、本新株予約権の払込金額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を本日得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 500,000 株（議決権数 5,000 個）であり、平成 28 年 12 月 31 日現在の当社発行済株式総数 80,195,000 株から自己株式数 6,811,200 株を控除した 73,383,800 株及び議決権数 733,783 個を分母とする希薄化率は 0.68%（議決権ベースの希薄化率は 0.68%）に相当します。

なお、①ドイツ銀行ロンドン支店が、本新株予約権を全て行使した上で取得する当社株式を全て保有し、かつ②当社が本スキームの他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、ドイツ銀行ロンドン支店に係る割当後の所有株式数は 500,000 株、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は 0.68%となる見込みです。

しかしながら、①本新株予約権は原則として当社の行使許可をもって目標価格で行使されるため、急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②前述の通り、本新株予約権の発行及びドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使により調達した資金を、当社の新たなコア事業である

『OKADA MANILA®』の安定的な事業運営に係る事業資金として充当し、当社事業の中長期的な発展を志向していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

なお、今般の資金調達については、①本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に発行される株式数 500,000 株に対し、東京証券取引所における当社普通株式の過去 6 ヶ月における 1 日当たり平均出来高は 187,283 株であり、一定の流動性を有していること、②当社がドイツ銀行ロンドン支店に対して本新株予約権の行使許可を行う際、その時点における当社株式の出来高及び売買代金の状況から流動性を考慮したうえで、行使許可を与える新株予約権数を制限することも可能であること、③当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

7. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

ドイツ銀行ロンドン支店

(1) 名称	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
(2) 所在地	連合王国、ロンドン EC2N 2DB グレートウィンチェスターズトリート 1 番、ウィンチェスターハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom) 本店住所： ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラゲ 12

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。

本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

	(Taanusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)		
(3) 代表者の役職・氏名	取締役会会長 ジョン・クライアン (John Cryan) 取締役 マルクス・シェンク (Marcus Schenck)		
(4) 事業内容	銀行業		
(5) 資本金	3,531 百万ユーロ (平成 28 年 6 月 30 日現在) (420,118 百万円) 換算レートは 1 ユーロ 118.98 円 (平成 29 年 2 月 28 日の仲値) です。		
(6) 設立年月日	1870 年 3 月 10 日		
(7) 発行済株式数	1,379,273,131 株 (平成 28 年 6 月 30 日現在)		
(8) 決算期	12 月 31 日		
(9) 従業員数	101,307 名 (常勤相当、連結、平成 28 年 6 月 30 日現在)		
(10) 主要取引先	投資家及び発行体		
(11) 主要取引銀行	-		
(12) 大株主及び持株比率	ブラックロック・インク 6.79% パラマウント・サービシズ・ホールディングス・リミテッド 3.05% スプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッド 3.05% (平成 28 年 6 月 30 日現在)		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社は、2016 年 10 月 5 日付及び同 11 月 25 日付で、それぞれ 4 億米ドル及び 2 億米ドルの海外私募債を発行しており、当該会社は当該発行における販売代理人です。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万ユーロ。特記しているものを除く。)			
決算期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期
連結純資産	54,719	68,351	62,678
連結総資産	1,611,400	1,708,703	1,329,130
1 株当たり連結純資産(ユーロ)	50.80	49.32	45.16
連結純収益	31,915	31,949	33,525
連結当期純利益	681	1,691	-6,772
1 株当たり連結当期純利益(ユーロ)	0.64	13.4	-5.06
1 株当たり配当金(ユーロ)	0.75	0.75	0
(単位：百万円。特記しているものを除く。)			
(注) 換算レートは 1 ユーロ 118.98 円 (平成 29 年 2 月 28 日の仲値) です。			

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

決算期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期
連結純資産	6,510,467	8,132,402	7,457,428
連結総資産	191,724,372	203,301,483	158,139,887
1 株当たり連結純資産(円)	6,044	5,868	5,373
連結純収益	3,797,247	3,801,292	3,988,805
連結当期純利益	81,025	201,195	-805,733
1 株当たり連結当期純利益(円)	76.15	159.43	-602.04
1 株当たり配当金(円)	89.24	89.24	-

※なお、当社は割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を取引所に提出しています。

（２）割当予定先を選定した理由

当社は平成 29 年 1 月に、ドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券株式会社から今回の資金調達方法について最初の提案を受けました。当該提案を受け、当社内において正式な協議・検討を開始した結果、以下に述べる通り、割当予定先としてドイツ銀行ロンドン支店を選定するのが最善であり、かつ本新株予約権の発行が有効な調達方法であるとの結論に至ったため、本日、平成 29 年 3 月 9 日付の取締役会において、本件実施を決議いたしました。

当社は、ドイツ銀行グループ以外の国内外の金融機関からも様々な提案を受けましたが、今回の資金調達では、『OKADA MANILA®』のグランドオープンに伴う当座の事業運営資金の確保と併せて、より長期的な視点で当社の事業進捗及び資金需要の発生に応じて事業運営資金を調達できる方法を選択したいと考えていたため、ドイツ銀行グループより提案を受けた本スキームは、発行時点における資金調達を達成できるとともに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇後に資金調達ができる点において当社の資金ニーズに合致していること、また、行使許可条項を付与した行使価額固定型の新株予約権による資金調達手法は、ドイツ銀行グループが独自に開発した手法であり、ドイツ銀行グループは平成 19 年 2 月から現在までに、当該手法を用いた資金調達で 24 件の実績を有しており、当該手法を用いた資金調達を行うには、割当予定先としてドイツ銀行ロンドン支店を選定するのが最善であると判断いたしました。

（注）ドイツ銀行ロンドン支店に対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社の斡旋を受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

（３）割当予定先の保有方針

本新株予約権は 3 年という行使期間の中で、事業進捗状況等を鑑み、本海外募集により調達する資金に追加して資金需要が生じた場合の資金調達手法として位置づけられており、加えて本買取契約上、ドイツ銀行ロンドン支店は本新株予約権の払込期日から 180 日間を経過する日まで行使許可申請を行うことができない取り決めとなっており、ドイツ銀行ロンドン支店は当社企業価値の向上を支援する中長期的な視点で本新株予約権を保有する方針です。

なお、ドイツ銀行ロンドン支店においては、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株予約権及び本新株予約権の行使により得た株式を保有する予定であり、本新株予約権の行使以降は、株価及び出来高の状況等により、保有株式を売却する可能性があります。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の半期報告書（平成 28 年 9 月 29 日提出）に記載されている財務諸表等から、純資産額は 619 億ユーロ（約 71,114 億円、換算レート 1 ユーロ 114.95 円（平成 28 年 8 月 31 日の仲値））（連結、平成 28 年 6 月 30 日現在）であると確認している他、当該資金の払込みについては本買取契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

（５）株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借契約を締結する予定はありません。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。

本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

(6) ロックアップについて

本新株予約権の募集に関連して、当社は、割当予定先との間で、本買取契約の締結日に始まり本新株予約権の払込期日の180日後に終了する期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中、割当予定先の事前の書面による承諾なしに、当社普通株式又は当社普通株式に転換若しくは交換可能な有価証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転若しくは処分及びこれに類する一定の行為（但し、本海外募集による当社普通株式の交付、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割による新株式発行、当社ストックオプション制度その他役員向け株式報酬制度に基づく新株予約権の付与及びその権利行使による当社普通株式の発行又は交付を除きます。）を行わない旨を合意しています。

また、当社の親会社である Okada Holdings Limited は、ロックアップ期間中、一定の例外的な場合を除き、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社株式の売却等を行わない旨を合意しております。

なお、本海外募集の引受人は、本新株予約権の割当予定先より、本新株予約権の払込期日から180日を経過する日まで本新株予約権を継続して所有することの確約書を取り付ける予定です。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ユーロ圏の中央銀行である欧州中央銀行（European Central Bank）及びドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin)）の監督及び規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行（Bank of England）（プルーデンス規制機構（Prudential Regulation Authority））及び英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）の監督及び規制を受けております。

また、ドイツ銀行は本邦にも東京支店を有しており、外国銀行支店として銀行法に基づき金融庁の監督及び規制を受けており、ドイツ銀行グループの国内法人であるドイツ証券株式会社は、金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第117号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。

当社は、欧州中央銀行ホームページ、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等でドイツ銀行の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容も踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「反社会的勢力」といいます。）ではなく、かつ反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

8. 大株主及び持株比率

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の 総議決権数に対する 所有議決権数の割合 (%)
Okada Holdings Limited (常任代理人 岡田ホールディングス合同会社)	1401 Hutchinson House, 10 Harcourt Road, Hong Kong (東京都江東区有明3丁目7-26 有明フロンティアビルA棟)	54,452,500	74.21
株式会社ユニバーサルエンターテインメント	東京都江東区有明3丁目7-26 有明フロンティアビルA棟	6,811,232	—
横塚 ヒロ子	東京都品川区	2,390,000	3.26
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	2A RUE ALBERT BORSCHETTE LUXEMBOURG L-1246	898,700	1.22

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。

本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

株式会社 SBI 証券	東京都六本木 1 丁目 6 番 1 号	842,400	1.15
GOLDMAN, SACHS & Co.REG	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA	660,630	0.90
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UK	560,801	0.76
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1585 Broadway New York, New York 10036, U.S.A	527,596	0.72
志野 文哉	札幌市北区	514,700	0.70
富士本 淳	東京都目黒区	458,000	0.62
計	-	68,116,559	83.55

- (注) 1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成 28 年 9 月 30 日現在の株主名簿上の株式数を基準としております。
2. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。
3. 割当予定先は本新株予約権の行使により交付される株式について長期保有を約していないため、本新株予約権に係る潜在株式数を反映した「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権に対する所有議決権数の割合」を表示しておりません。

9. 今後の見通し

当社は、本スキームにより調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することによって、当社の新たなコア事業である『OKADA MANILA®』の運営のさらなる安定化を志向しており、これは中長期的に株主価値の向上に資すると考えております。

また、本資金調達による平成 29 年 3 月期の通期業績への影響はないと見込んでいます。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、取引所の定める「有価証券上場規程」第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）（単位：百万円）

決算期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
売上高	86,760	88,085	91,709
営業利益	24,650	21,047	16,896
経常利益	23,626	22,055	22,343
当期純利益	9,409	10,173	15,661
1 株当たり当期純利益（円）	128.23	138.64	213.41
1 株当たり配当金（円）	25	45	-
1 株当たり純資産（円）	2,629.13	2,979.73	3,108.92

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 29 年 2 月 28 日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
----	-----	--------------

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

発行済株式数	80,195,000	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	761,000	0.95%

（注）上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数です。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始値	1,834 円	1,889 円	1,936 円
高値	2,699 円	2,138 円	3,450 円
安値	1,602 円	1,528 円	1,535 円
終値	1,884 円	1,961 円	1,869 円

② 最近6か月間の状況

	平成28年 10月	11月	12月	平成29年 1月	2月	3月
始 値	3,060 円	3,130 円	3,150 円	3,375 円	4,130 円	4,160 円
高 値	3,335 円	3,180 円	3,410 円	4,140 円	4,340 円	4,765 円
安 値	3,035 円	2,770 円	2,923 円	3,350 円	3,975 円	4,115 円
終 値	3,145 円	3,095 円	3,375 円	4,105 円	4,130 円	4,440 円

(注) 平成29年3月の状況につきましては、平成29年3月8日現在で表示しています。

③ 発行決議日前日における株価

	平成29年3月8日現在
始 値	4,555 円
高 値	4,555 円
安 値	4,400 円
終 値	4,440 円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等
該当事項はありません。

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

12. 発行要項

◇第8回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ユニバーサルエンターテインメント第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 5,550,000 円
3. 申込期日 平成 29 年 3 月 27 日
4. 割当日及び払込期日 平成 29 年 3 月 27 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をドイツ銀行ロンドン支店に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 500,000 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株）とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
 その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 5,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 1,110 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、5,000 円とする（以下「当初行使価額」という。）。
10. 行使価額の修正
行使価額の修正は行わない。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
 本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

- 普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、予め書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使期間
平成29年3月28日（当日を含む。）から平成32年3月27日（当日を含む。）までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 行使許可申請に基づく行使許可期間中に、本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 神田駅前支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。

社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
23. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を1,110円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載の通りとする。
24. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上

ご注意：本リリースは、当社の事業内容等に関する情報の提供を目的としたものであり、当社株式の投資勧誘を目的とするものではありません。
本資料の内容には、将来の業績に関する予測等の情報を掲載することがありますが、これらの情報は、資料作成時点の当社の判断に基づいて作成されております。
よって、その実現を約束するものではなく、また今後予告なしに変更されることがあります。